

改正 平成 20 年 3 月 31 日新人委第 882 号  
改正 平成 22 年 11 月 30 日新人委第 639 号  
改正 平成 23 年 6 月 20 日新人委第 201 号  
改正 平成 25 年 1 月 16 日新人委第 677 号  
改正 平成 29 年 3 月 30 日新人委第 815 号の 7  
改正 平成 2 年 2 月 28 日新人委第 782 号の 2

新人委第 19 号  
平成 19 年 4 月 1 日

各 任 命 権 者 様

新潟市人事委員会  
委員長 丸山 正

#### 住居手当の運用について

住居手当の運用について下記のとおり定めたので、通知します。

#### 記

#### 条例第 14 条の 4 関係

- 1 第 1 項第 1 号に規定する住宅は職員が居住している住宅であって、当該職員の生活の本拠となっているもの又は特に人事委員会が認めるもの、同項第 2 号の「配偶者が居住するための住宅」は配偶者が居住している住宅であって、配偶者の生活の本拠となっているものに限るものとする。
- 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、次に掲げるところによる。
  - (1) 第 1 項第 1 号に掲げる職員には、職員の扶養親族たる者が借り受けた住宅に居住し、家賃を支払っている職員を含むものとし、職員が職員又はその扶養親族たる者と次に掲げる者(以下「配偶者等」という。)とが共同して借り受けている住宅に当該配偶者等と同居し、家賃を支払っている場合においては、その生計を主として支えている職員に限り同号に掲げる職員に含まれるものとする。
    - ア 職員の配偶者
    - イ 職員の 1 親等の血族又は姻族である者

- (2) (1)に定める場合を除き、住宅を借り受けた者と共にその借受けに係る住宅に居住している職員は、家賃を事実上負担している場合においても、この条の第1項第1号に掲げる職員たる要件を具備している職員には該当しない。
- 3 この条に規定する家賃については、次に掲げるところによる。
- (1) 次に掲げるものは、家賃には含まれない。
- ア 権利金、敷金、礼金、保証金その他これらに類するもの
- イ 電気、ガス、水道等の料金
- ウ 団地内の児童遊園、外燈その他の共同利用施設に係る負担金(共益費)
- エ 店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料
- (2) 職員がその借り受けた住宅の一部を他に転貸している場合には、自己の居住部分と当該転貸部分との割合等を基準として算定した場合における自己の居住部分に係る家賃に相当する額を当該職員の支払っている「家賃の額」として取り扱うものとする。
- (3) 職員の扶養親族たる者が借り受けている住宅を職員に転貸している場合には、当該扶養親族たる者と貸主との間の契約に係る家賃をもって住居手当の額の算定の基礎とするものとする。
- 4 第1項第2号に掲げる職員については、次に掲げるところによる。
- (1) 第1項第2号に掲げる配偶者が居住するための住宅を借り受けている職員には、職員の扶養親族たる者が借り受けた住宅に居住する配偶者がある職員で、その住宅の家賃を支払っているものを含むものとし、職員が配偶者の居住する住宅で次に掲げるものに係る家賃を支払っている場合においては、その生計を主として支えている職員に限り同号に掲げる職員に含まれるものとする。
- ア 職員又はその扶養親族たる者と職員の一親等の血族又は姻族である者とは共同して借り受け、当該一親等の血族又は姻族である者が居住している住宅
- イ 職員又はその扶養親族たる者と職員の扶養親族でない配偶者とは共同して借り受けている住宅
- (2) (1)に定める場合を除き、住宅を借り受けた者と共にその借受けに係る住宅に居住する配偶者がある職員は、家賃を事実上負担している場合においても、この条の第1項第2号に掲げる職員たる要件を具備している職員には該当しない。

## 規則第2条関係

- 1 第1号の「人事委員会が定める法人」は、次に掲げる法人とする。
- (1) 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社又は公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社
- (2) 国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2第1項に規定する公庫等職員を使用する法人
- (3) 国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人

- (4) 国家公務員退職手当法施行令第9条の4各号に掲げる法人(前2号に掲げる法人を除く。)
  - (6) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- 2 この条及び1の各号に掲げる法人から宿舍を貸与された職員のうち、近傍同種の民間建物の借賃に比較して相当以上の額を負担しているなど当該法人の職員宿舍として貸与されたものではないと任命権者が認める職員については、第1号の「人事委員会が認める職員」に該当するものとして取り扱うことができるものとする。
- 3 第2号の「人事委員会がこれらに準ずると認める住宅」は、次に掲げる住宅とする。
- (1) 職員の扶養親族たる者が所有権の移転を一定期間留保する契約(以下「所有権留保契約」という。)により購入した住宅又は譲渡担保の目的で債権者にその所有権の一時的な移転(以下「譲渡担保のための移転」という。)をしている住宅
  - (2) 配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有権留保契約により購入した住宅又は譲渡担保のための移転をしている住宅で、これらの者が居住している住宅
  - (3) 職員と同居しているその配偶者(職員である者に限る。)の扶養親族たる者が所有する住宅、所有権留保契約により購入した住宅又は譲渡担保のための移転をしている住宅

#### 規則第4条関係

- 1 「満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅」は、当該子が居住している住宅であって、当該子の生活の本拠となっているものに限るものとする。
- 2 この条に規定する職員には、職員の扶養親族たる者が借り受けた住宅に居住する新潟市職員の単身赴任手当に関する規則(平成19年新潟市人事委員会規則第36号。以下「単身赴任手当規則」という。)第5条第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(以下「単身赴任手当の支給要件に係る子」という。)がある職員で、その住宅の家賃を支払っているものを含むものとし、単身赴任手当の支給要件に係る子が職員又はその扶養親族たる者と職員の1親等の血族又は姻族である者とが共同して借り受けている住宅に当該1親等の血族又は姻族である者と同居し、職員がその家賃を支払っている場合においては、その生計を主として支えている職員に限りこの条に規定する職員に含まれるものとする。
- 3 2に定める場合を除き、住宅を借り受けた者と共にその借受けに係る住宅に居住する単身赴任手当の支給要件に係る子がある職員は、家賃を事実上負担している場合においても、この条に規定する職員たる要件を具備している職員には該当しない。
- 4 この条に規定する家賃は、給与条例第14条の4関係の3に定めるところと同様とする。
- 5 単身赴任手当の支給要件に係る子が居住する住宅のうち、次に掲げる住宅で、学

生寮等単身赴任手当の支給要件に係る子が職員と同居して生活を営むための住宅でないとは明らかに認められる住宅以外のもの(規則第3条に規定する職員宿舍及び住宅を除く。)は、この条の「人事委員会の定める住宅」として取り扱うものとする。ただし、単身赴任手当の支給要件に係る子が2人以上ある場合において、そのうちのいずれかの子が公署を異にする異動又は在勤する公署の移転(人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となった者にあつては当該適用。以下同じ。)の直前の住居であつた住宅に居住しているときは、この限りでない。

- (1) 官署を異にする異動又は在勤する官署の移転の直前の住居であつた住宅から単身赴任手当の支給要件に係る子が転居した場合における転居後の住宅(更に転居した場合における転居後の住宅を含む。(2)において同じ。)
- (2) 単身赴任手当規則第5条第4号に規定する別居の直後の配偶者等の住居である住宅
- (3) その他(1)及び(2)に相当すると認められる住宅

#### 規則第5条関係

- 1 第1項の「当該要件を具備していることを証明する書類」とは、契約書(契約書が作成されていない場合には、契約に関する当該住宅の貸主の証明書)、領収書等当該住宅に係る契約関係を明らかにする書類又はこれらの書類の写しとする。
- 2 第1項の「職員の居住する住宅、家賃の額等」とは、住居届に記入することとされている事項をいう。
- 3 住居届は、職員が併任されている場合には、本務とする任命権者に届け出るものとする。

#### 規則第6条関係

- 1 住居手当を受けている職員が任命権者を異にして異動した場合には、異動前の任命権者は当該職員に係る住居手当認定簿を当該職員から既に提出された住居届及び証明書類と共に異動後の任命権者に送付するものとする。
- 2 任命権者は、職員の単身赴任手当の支給要件に係る子に係る住宅が規則第7条関係の5に該当すると認めるに当たっては、あらかじめ人事委員会に協議するものとする。

#### 規則第7条関係

家賃の額が明確でない場合における家賃の額に相当する額は、次に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 居住に関する支払額に食費等が含まれている場合 その支払額の100分の40に相当する額
- (2) 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合 その支払額の100分の90に相当する額

#### 規則第8条関係

- 1 第1項の「条例第14条の4第1項の職員たる要件を具備するに至った日」とは、その要件のすべてを満たすに至った日をいう。なお、新たに俸給表の適用を受ける

職員となった者（新潟市教育職員給与条例（昭和34年新潟市条例第17号）第4条第1項に規定する俸給表の適用を受けていた者から引き続き俸給表の適用を受けることとなった職員を除く。）又は公署を異にして異動した職員が当該適用又は当該異動に伴い転居した場合において、当該適用の日又は当該異動の発令日以前に当該転居前の住宅を退去し、当該適用の日又は当該異動の発令日から当該適用又は当該異動の直後に在勤する公署への勤務を開始すべきこととされる日の前日までの間に当該転居後の住宅に入居したときは、当該適用の日又は当該異動の発令日を居住に係る要件を具備した日として取り扱うものとする。

- 2 第1項ただし書（第2項において準用する場合を含む。）の「15日」の期間及び「届出を受理した日」の取扱いについては、扶養手当における取扱い（扶養手当の運用について条例第14条及び規則第3条関係第3項及び第4項）の例によるものとする。